

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

日時	令和6年1月18日(木) 10時～12時
会場	大田区社会福祉センター4階会議室
出席者	<p>出席：《委員》</p> <p>石渡委員(会長)、鹿野委員(副会長)、松井委員、星野委員、三木委員(欠席) 常安委員、尾立委員、大谷委員(欠席)、菅野委員、丸山委員、神作委員、 長谷川委員、若林委員(欠席)、高瀬委員(欠席)、根本委員、張間委員、中原委員、</p> <p>事務局：《大田区》</p> <p>政木福祉支援担当部長、杉村障がい者総合サポートセンター長、黄木福祉管理課長、 長谷川福祉支援調整担当課長、青木地域共生推進副参事、 滝本調整担当係長、高橋調整担当係長、江原主査、吉田主事、</p> <p>《大田区社会福祉協議会》</p> <p>近藤事務局次長、岡田おおた成年後見センター長、 福本係長、尾崎主任、白石主事、中村主事</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 中核機関あいさつ 3 委員紹介(資料番号1) 4 議事 <ul style="list-style-type: none"> 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)の策定について (地域連携ネットワークの強化及び中核機関の機能強化に向けて) (1) 権利擁護支援に関する人材育成の取組み(資料番号2-1.2-2) (2) 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)の策定について <ol style="list-style-type: none"> ① 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)の概要(資料番号3-1) ② 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第一期と第二期との比較)(資料番号3-2) ③ 大田区地域福祉計画 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(素案)(資料番号4) ④ 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)について(資料番号5) (地域連携ネットワークの強化及び中核機関の機能強化に向けて) 5 事務連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュール 6 閉会
会議資料	<p>資料番号1 大田区成年後見制度等利用促進協議会 委員名簿</p> <p>資料番号2-1 権利擁護支援に関する人材育成の取組み①</p> <p>チラシ 【第1弾】福祉従事者研修 支援者が知っておきたい任意後見制度</p> <p>チラシ 【第2弾】福祉従事者研修 支援者が知っておきたい意思決定支援</p> <p>資料番号2-2 権利擁護支援に関する人材育成の取組み②</p>

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

	<p>資料番号 3-1 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)の概要</p> <p>資料番号 3-2 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第一期と第二期との比較)</p> <p>資料番号 4 大田区地域福祉計画 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(素案)</p> <p>資料番号 5 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)について (地域連携ネットワークの強化及び中核機関の機能強化に向けて)</p> <p>参考資料 持続可能な権利擁護支援モデル事業</p>
議事要旨	<p>1 開会</p> <p>2 中核機関あいさつ ~~~中核機関 大田区 張間福祉部長 あいさつ~~~</p> <p>3 委員紹介 ~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号 1 に基づき紹介~~~</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 権利擁護支援に関する人材育成の取組み① (対面型・集合型研修)</p> <p>~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号 2-1 に基づき説明~~~</p> <p>~~~岡田おおた成年後見センター長 資料番号 2-1・チラシに基づき説明~~~</p> <p style="text-align: center;">権利擁護支援に関する人材育成の取組み② (e ラーニング研修)</p> <p>~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号 2-2 に基づき説明~~~</p> <p>~~~星野委員作成コンテンツ 投影~~~</p> <p>~~~松井委員作成コンテンツ 投影~~~</p> <p>(2) 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)の策定について</p> <p>① 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)の概要(資料番号 3-1)</p> <p>② 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第一期と第二期との比較)(資料番号 3-2)</p> <p>③ 大田区地域福祉計画 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(素案)(資料番号 4)</p> <p>~~~長谷川福祉支援調整担当課長 資料番号 3-1.3-2、資料番号 4 に基づき説明~~~</p> <p>④ 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)について(資料番号 5) (地域連携ネットワークの強化及び中核機関の機能強化に向けて)</p>

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【石渡会長】

「大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期)について」で、その中で「地域連携ネットワークの強化及び中核機関の機能強化」について、事前に委員の皆様からご意見をいただいている。各団体から委員が選出されているので、協議会としてはそれぞれの団体の強みを生かして、このネットワークを強化するためにどのような取り組みが必要か、資料番号5の項目順に委員の皆様からそれぞれ2分程度でご発言をください。

- ① 大田区成年後見制度等利用促進基本計画を踏まえて、それぞれの団体の強みを生かして、どのような取り組みができるか。

【鹿野委員（三弁護士会）】

法律の専門職である弁護士は、当然法律的なことではアドバイス等や、第三者的にご助言申し上げることができる。それだけではなく、一緒に支援者として活動ができると思っている。現在、弁護士会が3つあり相談窓口が分かりにくいので、大田区に關係する弁護士同士で、3つの垣根を越えて相談窓口を1本化したいと考えている。弁護士に何か力を貸してほしい時には、そこに連絡していただくことでお手伝いができると思っている。

【松井委員（司法書士会）】

司法書士の強みは法律の専門職であり、区内で事務所を持っている方が約100名、そのうち30数名が成年後見業務に積極的に携わっている。人材面では貢献できていると思っている。権利擁護に関する周知・啓発では、多方面に講師を派遣することや、具体的な相談に応じることができる。権利擁護というのは幅広いので、各団体と連携していき、市民後見人の育成も積極的に進めていくことを考えている。

【星野委員(社会福祉士会)】

ぱあとなあ東京の区部南ブロックに所属しており、7つのブロックの中で一番会員数が多い。大田区在住以外の方も受任していて、本基本計画にもあるように、成年後見制度だけでなく、権利擁護支援全般に携わっている。

丸の二つ目に書かせていただいている「権利擁護支援検討会議」は、複合的な課題があるが、成年後見制度ではない支援方針を議論できるような会議であり、私が今まで他の自治体のいろいろな会議に関わっている中で、大田区以外あまりないものと思っている。この素晴らしい会議がある中で、その一方で受任調整について課題があると思っている。成年後見制度の必要性があり社会福祉士に依頼されるときに、なぜこの事例に社会福祉士が適任だと思われたのか共通認識が持っていないことがある。もう少し身近な地域である4地域庁舎で、成年後見制度が必要だと判断される前から、顔が見える関係の中から受任調整についても一緒に関わって検討していきたいと考えている。

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【常安委員(民生委員)】

私どもの強みというのは、地域包括支援センターに連携をいただきながら、直接訪問支援活動を行っているというところである。中にはひとり暮らし高齢者の方、老々介護とかの方もいて、8050を抱えているご家庭の方もいる。コミュニケーションがとれて、わりと気心が知れている中で、成年後見制度を利用するメリットや利用しないデメリットを、わかりやすく説明していきたいと思っている。

【尾立委員(公証役場)】

基本的な活動範囲は、公正証書の作成に関しての法律相談などに関わらせていただいている。成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度があり、並列のように考えている方が多いように思う。ある意味そうではあるが、スタートが全然違ってくる。

自分の権利擁護と意思決定という場合に、本人が決めるということは明確であるが、意思というものがどういう内容なのか様々あり、素敵な言葉に騙されてはいけない。何が本人の意思で本当に何を望んでいるのか、簡単に意思ということでまとめられるものではない。

意思決定の本質的な観点から言えば、財産管理を自分がどうしたいかを意思能力があり意思決定できる任意後見、そうではなくなった場合に支援してもらいたいのが法定後見というのが大切な手段であり、それをバランスよく考えていく必要がある。

【菅野委員(地域包括支援センター)】

地域包括支援センターは 65 歳以上の高齢者の総合相談窓口であり、強みを生かすというと、区民に一番密接しているところである。区民の方に向けた個々のセミナーや相談会を定期的に開催していけると思っている。ただ、私たちは相談窓口になるので、直接的に制度に関わるというよりも、つなぐ役割になってくることから、専門家の方であるこの協議会の各団体の方と連携していくことが、区民の皆さんにとってより身近なものになると思う。

【丸山委員 (介護保険サービス団体連絡会)】

私たちは介護サービスを提供している団体である。介護サービスはどうしてもケアマネジャーとサービス提供事業者とチーム連携しなければいけない。それを大前提で行っている。特に法的な課題が出てくるときに、地域包括支援センターの方と協力して実際に動いているところである。その中で、どうしても成年後見制度を利用するということになると、事後的なことが多く、予防や事前というよりも、もう大変な状態になってから対応していることが多い。一方ハンドサービスとして利用者が一番近いところの現場にいるので、認知症の早期発見については、毎日接していることから、発見がしやすいという特性がある。

【神作委員(基幹相談支援センター)】

基幹相談支援センターとして、障がい者の相談支援に携わる者が、どんなことができるか考えて3点書かせていただいている。まず1点目は、成年後見制度の正しい理解の啓発で、

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

制度が必要な方がいるときに、きちんと届ける役割も相談の中にはあると思っている。2点目として、障がいのある方たちに関わる方たちが、権利擁護支援チームとして連携することが大変重要になってくる。連携チームの一員として、権利擁護の視点や本人の意思決定の支援などについて、具体的に取り組むということがいえる。3点目として、人材育成とバックアップとして、市民後見人の養成講習で、例えば障害理解を担当することで、広く障がい理解を広めることができる。

その他に実際にあったケースで、障がいのある方に専門職の後見人の方が選任された時に、後見人が「障がい者と初めて関わる」と言われたことがあった。例えばそういうときに、相談支援専門員や基幹相談支援センターが、後見人と本人の仲介的な役目や、後見人と一緒に本人の生活が成り立つように、コーディネートしたりバックアップする役割を担えるのではないかと思っている。

【長谷川委員(東京精神保健福祉士会)】

精神障がい者の方を中心に関わらせていただいている。先ほどオンデマンドで見れる大田区独自のeラーニングなどをご案内いただいたのでそれを利用し、大田区で活動している事業所や支援者の方に、成年後見制度や意思決定支援が重要であることを理解してもらいたい。そこで精神保健、精神障がい者の支援に、成年後見制度を検討する意識を根づかせていくということができるかと思っている。

【根本委員(医療関係 東邦大学)】

医療の立場でなにができるのかを考えたとき、やはり医学医療的な視点・立場から、施策について公正・適切であるかどうかを確認するということが重要だと考えている。

例えば、つい最近で身の回りで起こったこととして、近くに高齢の方が住んでいて、ある時から認知症状やうつ病の症状が見られるようになり、ちょっとした騒ぎになった。高齢の方の言動が変わるといのは、単に認知症だけが原因ではなく、うつ病、老人性の妄想、せん妄などたくさんある。あと最近注目されている高齢発症のてんかんもあり、それらを除外する必要があることを、民生委員さんなどにもご理解いただき、結果として入院に至ることがあった。そういったことを経験して、やはり改めて医学・医療的なところから、きちんとサポートできることがたくさんあると感じた。

② 協議会としての地域連携ネットワークを強化するために、どのような取り組みが必要か

【石渡会長】

先ほど動画で松井委員の90代の母と60代の息子さんの事例や、ご発言の中に8050について出ていたが、最近は9060などますます高齢化が進んできている。松井委員が複合的と言われていたが、分野だけの支援だけではできないことがあり、分野を超えて多面的な支援が必要だという点がある。社会福祉法の改正で重層的支援体制整備事業というのが注目され

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

ていて、地域福祉計画の中で様々な検討がされていると思う。

今までの成年後見の高齢とか障がいの分野を超えて、成年後見センターだけではなく、様々な支援の仕組みとして、地域のお力を借りることがとても大事になってくる。地域の顔の見える関係の中で、それぞれの方にどのようなネットワークが必要かというのは、信頼できる方や顔ぶれを考えながら、ネットワークをつなげていくのがとても大事である。それでもやはり一人一人の支援をどう検討するか、事例検討を重ねる中でネットワークができていくのではないかといつも思っている。

【鹿野委員（三弁護士）】

弁護士会の立場というよりは、いち弁護士の個人的な見解になるかもしれないが、他の会議だと形式的なものになっていることが多いが、この会議は内容が充実していて議論できる有意義な会議だと感じている。この委員名簿を見ると地域からたくさんご参加いただいているが、今後は、商店・商工会議、公共交通機関など他の業種の方の参加も必要かと思う。例えば、喫茶店や飲食店に入って、何かいつも来ているけれど、あの一と1人でどうなのかとを感じる等、様々なきっかけがあると思うので、そういう業種の方々も参加できるような場があるといい。オブザーバー参加など少し検討していただけると地域連携ネットワークが強化されると思う。

【松井委員（司法書士会）】

私が多数担当している後見業務の最近の特徴として、在宅で生活している方の後見の要請が年々非常に増えている。専門職後見人が受任している様々な事案がある中で、先ほど介護サービス団体の丸山委員も言われたが、現実問題として、ケアマネージャーと後見人の連携がうまくいかなければいけない。うまくいくとヘルパーとの連携、商店街との連携などにより、被支援者の方への見守り活動が充実していく。在宅生活で権利擁護支援が必要な方というのは、まだまだ非常に多くいるので、これはその一部しか関わっていないと思う。

この地域連携ネットワークを強化することで、鹿野委員が言われたように、商店街の方々もオブザーバー参加してもらい、地域連携ネットワークの存在を広めていくなど、そういう施策もあるといいと思っている。

【星野委員（社会福祉士会）】

今なぜ、地域連携ネットワークの強化が求められているのか申し上げる。民法が改正されるのは予定では2026年で、現在、法制度の在り方を検討する研究会で議論されている。先ほど石渡会長が言われた社会福祉法の改正はその1年前2025年の予定である。実はここがポイントで、民法が改正されたとして、この基本計画に則った方向性で社会福祉体制も変化していなければいけないということである。民法が改正されようとも、医学的な判断を根拠とした判断能力の低下、つまり認知症、知的障がい、精神障がいなど、医師の診断や鑑定が行われる必要性は変わらないと考えられる。その点を踏まえて地域連携ネットワークの強化

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

が求められており、現状では判断能力が低下する前の方策として任意後見という支援があるが、民法改正が実現すると必要性がなくなったと判断されると成年後見制度の利用が終わることになる。そのときに、後見制度の利用が終わった方たちが地域のなかで新たな仕組みが構築されていなければ大変なことになってしまう。以上のような将来の地域の状況を見据えて、地域連携ネットワークの強化については協議検討されることが必要であると思っている。

この協議会はとても議論が深いが、残念ながら年に2回しか行われていない。この議論を蓄積していく必要があると考えていて、次年度はぜひ作業部会を立ち上げ、鹿野委員からもお話があったように、協議会の委員だけでなく、民間の方もオブザーバー等として参加していただきたい。トップダウンではなくボトムアップしていかないと、本当の意味での権利擁護支援のネットワークはできないと考えている。例えば、個人情報の問題や、医療機関や金融機関等と共通理解ができていないなどの課題について、新しい視点で解決していく必要があると思っている。

【常安委員(民生委員)】

まず先ほど発言した中で、地域包括支援センターにご協力いただいていると話したが、最近では、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターにも同じぐらい連携させていただいていることを訂正追加したい。それと、先ほど親しくなった中で、わかりやすく成年後見制度を訪問先でお話ししたいと申し上げたが、民生委員自体も成年後見制度をどれぐらい知っているのか、ちょっとクエスチョンがつく部分もある。その辺は各関係機関と連携し情報共有をさせていただいて、民生委員自体の理解を深めることも必要だと考えている。

【尾立委員(公証役場)】

何度も申し上げているが、任意後見の公正証書作成に携わらせていただいている。その場合に、自分が認知症で意思決定できなくなることを考えておいて、自分の信頼できる方をお願いする選択をすることが、意思決定の一つだと考えている。今の社会的状況で親族がいなく頼める人がいない方がたくさんいる。その時に、誰に託したらいいのか、それを決められることも大事な意思決定であると思う。その時に社会福祉協議会がお手伝いしていただけるといいし、自分の財産を預ける人の選択肢が広がるような努力をしていただきたい。

【菅野委員(地域包括支援センター)】

区内に23地域包括支援センターがある中で、この協議会で何を議論されているのか、包括職員一人一人が理解しているかということがある。まず、ネットワークを強化する前に、自分たちの内部を強化しなければいけないと感じている。

権利擁護についても、孤立している高齢者、民生委員や地域の様々な方から相談を受けており、相談件数が増えている。権利擁護支援が必要な方に届けるまでには、すごく重く感じている。つなげるまでには時間がかかり一筋縄では進まない。面談を複数回行う必要がある

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

し、先に解決しなければいけない課題も様々ある。人員を増員し、相談できる窓口を増やしてほしいと思っている。

また、地域のセミナーとして、社会福祉協議会と東京第二弁護士会と包括である私達、池上長寿園という法人が地域で「つながる講座」を何年か続けて開催していたが、コロナ禍で最近できていない。特に私たちが対応する区民の方は、弁護士に相談することかがない方なので、ハードルを下げてつながることができ、地域貢献にも繋がっていると感じている。

【丸山委員（介護保険サービス団体連絡会）】

介護サービス事業者は、高齢分野が多く事業者1つ1つが、他の分野につながるということに慣れていない。1事業者がいきなり町会長のところには行けないし、取り合ってもいただけないので、社会資源と日ごろから関係を持っている地域包括支援センターが要となり、そういう場面設定をしていただけるとつなげやすい。地域包括支援センターと地域との懇談会等を開催していただきそこに参加することで、関係性を構築していくことができると感じている。関係性を築き信用をお互いに持ち、地域ごとのネットワークをつくる必要があると思っている。このネットワークは実働する範囲が限定されるので生活圏域を考慮する必要がある。一方生活圏域を超えるこのような全体の会議で方向性等を協議することも大切であり、それぞれで両方が必要だと思っている。

【神作委員（基幹相談支援センター）】

基幹相談支援センターの立場で、地域連携ネットワークの強化のためになにが必要なのか考えている。ただ顔が見えるだけとか、話ができるだけが連携ではなく、お互いの役割を理解し合えるということが、連携なのではないかと考えている。

例えば障がい者に携わる人たちでは、基幹相談支援センターの他に相談支援専門員もあり、ケアマネと似ているが、役割やできることが異なることを理解していただき、連携相手として考えていただくことになる。逆に、障がいに携わる方たちも、例えば後見人の方や社会福祉協議会の方がなにをやるのかを知ることが、連携強化のために必要になると思う。

先ほど他の委員からお話があったが、私自身もこの協議会の委員として、障がい者分野の取り組みなどを広めていくことが役割としてあることを今日改めて思った。

【長谷川委員（東京精神保健福祉協会）】

各領域の支援ネットワークは、障がい、高齢、児童、貧困等々あり、権利擁護支援のネットワークを重ねて連携していくのは、国の第二期計画の両手の図ではとてもわかりやすく書いてあるが、実際にやるのは難しく、今あるものを活用できないかと考えている。個別支援会議、認定審査会、成年後見とは違う会議体が様々ある。その中に、成年後見制度利用の必要性という視点で、短時間でも組み込める仕組みができれば、制度の利用につながると思う。

もう1点、区内の在住者が区外の精神科病院に長・中長期で入院されているが、この方たちに後見人がつくことで地域に戻ることを検討され、このネットワークが関与していく意義

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

があると思う。さらに、障がい者領域でよく言われる「親なき後」や、「身寄りのない方への支援」についても、成年後見制度がどう絡んでいくかを考えていかなければいけない。そのためには個々の対応を世帯で考えなければいけない案件がとても多い。大田区ではどのようにこの仕組みを構築していけるのか、この連携ネットワークをキーワードで考えることが必要だと思っている。

【根本委員(医療機関 東邦大学)】

ネットワークも様々あり、サービスを供給する側のネットワークなのか、市民の方も巻き込んだネットワークという意味なのか、いろいろあると思う。ネットワークを組む際の媒体として、例えば、電話から始まりファックス、メール、そしてSNSもいろいろあるが、ヘルプシーキングしている方や、一方ではサービス提供側で、それぞれ繋がる媒体というのが全然違ってくる。

私もいろいろ在留外国人の方の支援をしているが、媒体が外れてると全くヒットしないことがある。こちらが本当にいろいろ情報を伝達しても、ネットワークを組む際に、例えばこの媒体で出せば相手がそれに合わせてくるということはずまない。相手に合わせていくことは非常に重要だと痛感しているの、その視点も必要だと思っている。

③ 自由意見等 (他の自治体での取り組みの紹介など)

【石渡会長】

私が大田区以外の自治体に関わっている中で、地元である横浜市がかなりこの成年後見制度や権利擁護支援として、支援が必要な人の地域の暮らしについてパイオニア的なことに取り組んでいる。その中で1つ思うのは、横浜の中核機関は、裁判所と連携しうまくつながっていて、センター長である弁護士の法律の立場の方たちが、地域支援をどうしていくかを、裁判所の連携も含めていろんな検討がされている。先ほどのご意見の中でもたくさん出ていたが、既にあるネットワークや、検討の場をどのように重ね合わせていくか、世帯ぐるみでそれぞれの暮らしをどのように実現していくか、いろんなネットワークが大事になると改めて感じた。

【星野委員 (社会福祉士会)】

本日、参考資料として配付している国のモデル事業について、この新たな仕組みを大田区の中でどのように作っていくかである。石渡会長が言われたように、本協議会が司法とどう連携するかということである。民法が変わることで、今までは後見人が最後までついていたのが、後見制度が終了するという判断が盛り込まれる。そのため何度もその方の権利擁護支援のあり方の見直しをする場面が出てくる。

この参考資料の日常的な金銭管理は、市区町村が関与し規定して、自治体がやり方や仕組みをつくることのできるということである。福祉サービス事業者や身近な方が日常的な金銭

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

管理を行い、本人の見守りや意思決定の支援を市民後見人の登録をしている方などが行い、専門職団体や社協が監督・支援団体になるなどの仕組みを構築することである。成年後見制度を使わなくても、日常的な金銭管理ができる。現在、国がモデル事業として実施しているが、モデルで終わらせないことがミッションだと思っている。

福祉と司法の連携が強化されるような仕組みにすることである。一番大きなポイントは、本人の情報が裁判所に少ししか届かない中で、後見人の選任や変更などを裁判所が適切に審判を下さなければならない実情を変えていくことである。身近な支援者である地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の情報が裁判所に届くようにすることである。2025年の社会福祉法の改正に盛り込んでいかなければと思っている。この参考資料の右下の留意事項に、この事業は、本人が契約することが条件であるとしている。成年後見制度を終了した方も使えるものとなっていないことが課題である。民法の改正で成年後見制度を終わらせる場合に、そこで補充性としての支援が構築できないと、結果として成年後見制度が続いてしまう（終わらせることができない）。地域で日常的な金銭管理ができる仕組みがないとこのモデル事業は正式な事業として実現できない。来年度は、より積極的に家庭裁判所にオブザーバーで入っていただきたい。最高裁は、家裁に地域の会議へオブザーバーとして参加することを推奨しており、多くの地域でそれが実現している。

【菅野委員（地域包括支援センター）】

地域包括支援センターの現場で、一人一人の高齢者に支援する中で、本当に後見につなげたほうがいいと感じる方がいる。今日生活するお金はないが、年金があるから生活保護にはならない方たちに、社協のフードパントリーを利用して生活をつぐなどの支援している。アウトリーチも必要だが、本当にセーフティーネットとして、今ならこんな支援があるというのを、何か考えて作っていい。

先ほどもお伝えしたとおり、私と同様な熱量で、23包括が考えていくにはどうしたらいいのかと常々思っている。何かこの会を報告する場がなく、それをやるのがすごく大切だと思っている。松井先生からもケアマネージャーという言葉が何回も出てきているが、地域の中のケアマネとは定期的に私たち包括と懇談会を開催しているので、まずはこの懇談会の中で今日話題になったことを伝えていきたい。

【丸山委員（介護保険サービス団体連絡会）】

私たちの現場では買い物代行などは日常茶飯事の話である。預金出金を代行していることがある。全然表に出てこないが、これらをやらないと利用者が生活できない現実がある。この状況が大丈夫なのかと思いながら仕事をしている現状がある。そのため、この参考資料を見ていいなと思っている。ただし、国のモデル事業をやる場合に、1つ1つ書類を作成しなければならないなど、事業所の管理や手続きが大変だと、生活の維持ができないという懸念がある。

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【星野委員（社会福祉士会）】

国のモデル事業の仕組みは、自治体である市区町村でやり方をつくることのできる。毎回チェックすることではなく、事業所ではないところが、定期的に確認することで対応できる。本人の意思決定支援は、市民後見人養成研修修了の方など地域の方が関わって対応するなど、市区町村で制度設計することができる。それを国が予算化し、モデル事業として支援(補助)することとしている。現実として日々の金銭管理に問題があるということを見て見ぬふりするのではなく、危うい支援をせざるを得ない民間事業所を守るという視点からの検討も重要だと思う。このモデル事業は、使いづらいものではないということを理解していただきたい。

【尾立委員（公証役場）】

意思能力がない方のお財布を管理することは、法律的にはできない。現場では、緊急手段ということで、やむを得なくやられていると思われる。適正にお金を管理できればいいが、誰かがチェックをするという体制が必要である。今ある制度では、意思能力がなくなる前に、成年後見制度の任意後見制度があり、後見監督人を裁判所が選任することでチェックできる体制になる。それが使いづらいという問題もあり、今の状態は良くないと思っている。

家庭裁判所との連携については、現在の成年後見制度では亡くなるまで継続されるため、すべてチェックしているというよりも形式的な形で運用されているのが現実であると思う。実際問題として、東京の家庭裁判所は事件が山積しているのに、裁判官は少ししかいないため、身軽に動けないことをご理解していただきたい。ただ、その下には、専門的な知識を持ち裁判所の実務を担っている優秀な書記官が多数いるので、忙しいとは思いますが現場を知ってもらうのがいい。そうすれば司法もお役に立てるのではないかと思う。

【星野委員（社会福祉士会）】

今まで老いじたくの話が多かったと思う。その中で任意後見のことも触れられている。実は国の専門家会議でモデル事業の座長をしている学識の委員から、老いじたくを法制化したというご意見が挙がっている。法制化するということは、法に則って制度化し、予算と人をつけた事業ができることである。身寄りのない方にも支援ができるなど実現できるといいと考えている。

家庭裁判所については、参考になるお話を伺えて、まさにその通りだと思う。中央のあり方検討会議の中でも、任意後見と法定後見の見直しの議論をしているが、そこに参加している最高裁判所は、家庭裁判所が全ての状況を確認したりチェックすることは難しいと言っている。そのため、地域の力が必要になり、地域で持っている情報が裁判所に伝わるのが大事になる。皆さんの善意とかではなく、きちんと法律の中でどう関わっていくのが規定されることが重要となる。まさに目指すべき方向性がいま議論されていることになる。

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

【石渡会長】

委員の皆様からのご発言、また、いろいろ補足のご意見もいただいた。中核機関としての立場から、張間委員と中原委員にご発言をいただきたい。

【張間委員（大田区福祉部）】

本当にそれぞれの委員の方から様々なご意見を伺った。区民の方へ、権利擁護の複雑な現制度の周知啓発については、一番パワーがあるのは区役所であると思っている。様々な媒体があるので、社協と一緒に取り組んでいくことになる。高齢者の方は地域包括支援センター、障がいのある方は相談支援事業所への一層の周知も必要だと思う。

現在、重度に困ってしまってからや、対応の中で困難になってから相談されていることを、周知啓発を推進することによって、早い段階での軽い相談ができるようにしたい。ご家族やご本人が早めに相談に行くことで、こういった方向性があるのかを支援できるものと考えている。もう1つの方法として、高齢者であれば、老いじたくの周知啓発することで予防に繋がる。そのためには、この協議会で様々な方に傍聴していただいたり、委員の皆様にご発言いただいたりすることも大事だと思っている。先ほどの星野委員のご発言にもあるように、国の法改正を見据えて、大田区の施策や方向性を、国の法改正と合致するような体制にしていきたいと思っている。

【中原委員（大田区社会福祉協議会）】

資料番号5で本当に皆様が強みを持っており、様々な団体が講師を派遣されたり、相談を受けられたり、周知・啓発などにもご協力いただいている。医療や法律の専門、まちや地域の関係など、相談にいける自然なシステムが本当に大切だと思っている。

ネットワークの強化では、国のモデル事業などいろいろお話をいただき、本当に参考になった。これを現実的にどうしていくかが必要だと思う。会長からご意見があった、事例でのネットワークを作ること、他の委員からご意見があった、家裁の書記官のオブザーバー参加や作業部会をつくるなどは具体的にできそうな気がする。少し時間がかかるかもしれないが、任意後見の受任者の選択肢を広げることもできそうな気がする。また、新たな仕組みで、国のモデル事業の検討もあると思う。丸山委員がお話しされた部分で、我々が行っている老いじたくを含めて、その中で何かできないかという議論が必要だと思う。

「大田区成年後見制度等利用促進基本計画」では4月から新しく基本目標を掲げている。地域共生社会という意味では、今日のお話を参考にしながら、組み立てていくべき時期に来ていると思った。2025年の社会福祉法の改正、2026年の民法改正なども視野に入れながら、今後も区と連携して進めていきたい。

【石渡会長（まとめ）】

この会議に来るといつも満腹感を味わうような、本当にいろんなご意見を聞いて、いろい

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

ろ考えさせられる。ここで会長としてまとめさせていただく。

本当に目の前の支援をされている立場で関わっている、地域包括の菅野委員や、神作委員、丸山委員のご発言をお聞きして、今の枠組みでは支援が届かない人について、支援できる仕組みや方向性をこの会議で検討していかなければいけないと思っている。そのときに、今の国の流れや今までの大田区が積み重ねてきた強みを生かしつつ、新たな流れをどうつくっていくかである。今までの委員の皆様の様々な気づきが多いと思うので、今後は、これまで出てきたご意見などをどう整理していくか、国の検討にも関わることもなるが、今求められていることをどう検討していくかが重要だと思う。

【星野委員（社会福祉士）】

菅野委員や丸山委員がご発言されたが、金銭管理だけではなく、正式な代理人でない方が行政手続きをしていることや、先ほど医療機関で民生委員の方が緊急で入院の手続きの対応された事例もあったが、権限を持っていない人が、緊急的に行っているだけでなく、日常的に続いていることが課題である。成年後見や地権事業を検討する必要があるが、時間がかかるから進んでいない現状がある。緊急的に医療機関に入院する時に、医師の判断もあるが、本人以外の誰かが決定しなければいけない場合など、医療機関との連携が必要である。

金融機関でお金を下すような日常ルーティン的な業務については、このモデル事業の中で検討していける。ただ、問題はイレギュラーなものが出てきて、日常を超えてしまうときには、法的な問題については、日常的な支援者が行わないように、そこを守るために専門職がしっかり関わる仕組みをつくることができればと思っている。

国もモデル事業の課題などのイメージができてない中で進めている。この協議会の中でポイントを整理し、各自治体による仕組みで実施できればいいと思っている。

【長谷川福祉支援調整担当課長】

石渡会長、議事進行ありがとうございました。

本日皆さんからいただいたご意見については、議事録を作成し送付させていただきたい。会長からまとめの中であつたが、ご意見を今後どうつなげていくのかが、最も大事なところで、すぐに全部はできないと思うが、その辺、段階的に整理をしていきたいと思っている。

5 事務連絡

今後のスケジュール

第7回 大田区成年後見制度等利用促進協議会

日時：令和6年8月頃開催予定

6 閉会

～～～中核機関 中原委員（大田区社会福祉協議会）あいさつ～～～

第6回大田区成年後見制度等利用促進協議会 会議録

議事要点	<ul style="list-style-type: none">○本協議会の作業部会を立ち上げ、各課題やテーマごとに検討していく必要がある。○地域からオブザーバーとして商店街や公共機関等の方にもご参加いただき、作業部会の各課題やテーマについて、一緒に検討していく。○東京家庭裁判所(書記官)に、本協議会へオブザーバーとして参加していただくよう依頼する。○国のモデル事業に基づき、大田区の新たな金銭管理の仕組みについて検討していく。○後見人候補者の受任調整に、専門職がアドバイスする仕組みを検討する。○任意後見の受任者の選択肢を広げる取り組みを検討する。○医療機関や金融機関との連携について取り組んでいく。
-------------	--